

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ ー ュ ー
代 表 者 の
役 職 氏 名 取 締 役 社 長 井 上 恵 博
(コード番号 9856 東証第二部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 堀 内 伸 泰
T E L 042-796-6111

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、取締役の報酬等改定及び当社取締役に対しストック・オプションとして付与するための報酬枠を設定することについて、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 34 回定時株主総会に付議することならびに当社の執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を付与することについて、その方針を決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬等改定及び当社取締役に対しストック・オプションとして付与するための報酬枠の設定

当社の取締役の報酬額は、平成元年 6 月 28 日開催の第 17 回定時株主総会において、月額 23 百万円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認をいただいて今日に至っております。

今般、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行により、役員賞与およびストック・オプションが、株主総会において承認をいただくべき報酬等に含まれることとなったため、報酬設計の柔軟性を高めるため、報酬額を年額に改め、経済情勢を踏まえた報酬水準の見直しを可能とするため、取締役について年額 2 億 76 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれません。）と改定するものであります。

また、取締役の業績向上への意欲や士気を一層高め、優秀な役員候補者を確保・登用するため、上記報酬等の上限枠とは別枠にて、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として取締役について年額 50 百万円以内とするものであります。

上記新株予約権に関する報酬等の額は、各新株予約権の公正価値（ただし議案決定時におけるブラック・ショールズモデルによる試算値）に取締役に割り当てる新株予約権の予定上限数を乗じた金額に経済情勢の変動を踏まえて算定したものです。

2. 当社取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の内容の概要

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社株式 70,000 株を上限とする。(本定時株主総会終結の時から翌事業年度の定時株主総会終結の時までの上限数)

ただし、本総会終結後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当て等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される 1 株当たりの払込みをすべき金額に新株予約権 1 個当たりの株式の数を乗じた金額とする。1 株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当て等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から 7 年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要する。

(5) その他の新株予約権の内容

その他の募集事項および細目(上記(1)から(4)までの事項におけるその他の事項を含む。)については、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の取締役を兼任しない執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権

(1) 新株予約権を発行する理由

当社の取締役を兼任しない執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、一層の業績向上を図ることを目的として、発行するものです。

(2) 新株予約権の内容の概要

新株予約権の目的である株式の数

当社株式 130,000 株を上限とする。

ただし、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当て等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される 1 株当たりの払込みをすべき金額に新株予約権 1 個当たりの株式の数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当て等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

割当日から 7 年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要する。

その他の新株予約権の内容

その他の募集事項および細目（上記(1)から(4)までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定める。

以 上